

# 「小瀬川河川整備懇談会」 規約 他

## 目 次

・「小瀬川河川整備懇談会」	設立趣旨.....	1
・「小瀬川河川整備懇談会」	規約.....	2
・「小瀬川河川整備懇談会」	公開規定.....	4
・「小瀬川河川整備懇談会」	傍聴要領.....	5

平成 27 年 2 月 23 日

国土交通省 中国地方整備局

## 「小瀬川河川整備懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

国土交通省では、平成20年3月に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「小瀬川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを受けて、中国地方整備局では、「小瀬川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために河川整備計画の案について、学識経験者からご意見を聴く場として、「小瀬川河川整備懇談会」を設置するものです。

## 小瀬川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「小瀬川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「小瀬川水系河川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。  
2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。  
3 委員の任期は、原則として「小瀬川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。  
2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。  
3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。  
4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。  
2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。  
3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とし、公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課に置く。  
2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。  
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成22年 8月31日から施行する。  
一部改正 平成25年 8月 8日  
一部改正 平成26年 9月16日

## 小瀬川河川整備懇談会 委員

分野	所属等	氏名
経済	中国経済連合会 専務理事	内山 誠一 (うちやま せいいち)
河川 (水資源)	広島大学大学院 工学研究科 教授	河原 能久 (かわはら よしひさ)
環境 (植物)	広島大学 名誉教授	関 太郎 (せき たろう)
河川 (地域防災)	山口大学大学院 理工学研究科 准教授	瀧本 浩一 (たきもと こういち)
関係水利 (農水)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	永井 明博 (ながい あきひろ)
文化財	大竹市文化財審議会委員長	畠中 昶龍 (はたけなか しゅんろう)
環境 (学習)	環境省登録環境カウンセラー	藤野 完二 (ふじの かんじ)
環境 (水生生物・関係漁業)	元広島県水産試験場長	村上 恭祥 (むらかみ やすよし)
環境 (水質)	NPO法人 国際環境支援ステーション 副理事長	森江 堯子 (もりえ たかこ)

(敬称略 五十音順)

## 小瀬川河川整備懇談会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小瀬川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものである。

(懇談会開催の周知)

第2条 懇談会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(懇談会の公開)

第3条 懇談会は原則公開とし、傍聴に関し必要な事項は別途定める。  
2 懇談会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公開する。  
3 懇談会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、懇談会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成22年 8月31日から施行する。

一部改正 平成25年 8月 8日

# 小瀬川河川整備懇談会 傍聴要領

## (目的)

第1条 本要領は小瀬川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）公開規定第3条の条項に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

## (受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

## (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、懇談会開始予定時刻の10分前とし、懇談会開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

## (懇談会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1) 懇談会の撮影、録画、録音をしてはならない。  
(ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。)
- 2) 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 3) 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 4) プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類等をしてはならない。
- 5) ビラ等の配布を行ってはならない。
- 6) みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 7) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 8) 前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

## (退室等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

## (その他)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、懇談会で定める。

## 附則

### (施行期日)

この要領は平成22年 8月31日から施行する。

一部改正 平成25年 8月 8日